

発議第 3 号

西予市議会のあり方に関する特別委員会の設置について

令和 7 年 6 月 27 日提出

西予市議会議長 宇都宮 俊文

次のとおり西予市議会のあり方に関する特別委員会を設置するものとする。

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 名 称 | 西予市議会のあり方に関する特別委員会 |
| 1 | 設置の根拠 | 地方自治法第 109 条及び西予市議会委員会条例第 6 条 |
| 1 | 委員の定数 | 9 名 |
| 1 | 目 的 | 本市議会における適正な議員定数、議員報酬及び手当、委員会及び正副議長任期等について調査研究することを目的とする。 |
| 1 | 設 置 期 間 | 調査研究が終了する日まで継続存置することとし、閉会中も調査研究するものとする。 |
| 1 | 提 案 理 由 | 適正かつ効果的に機能するための議会運営を目指し、本市議会における適正な議員定数、議員報酬及び手当、委員会任期等について調査研究するため、特別委員会を設置するものである。 |